小割り式ひらめ養殖業	すべての水域		○・五〇
小割り式一年魚すずき養殖業	すべての水域		○・四六
小割り式二年魚すずき養殖業	すべての水域		一・二八
小割り式二年魚ひらまさ養殖業	すべての水域		○・四〇
小割り式三年魚ひらまさ養殖業	すべての水域		○・七〇
小割り式まあじ養殖業	すべての水域		○・四〇
小割り式一年魚しまあじ養殖業	すべての水域		○・四六
小割り式二年魚しまあじ養殖業	すべての水域		一・二八
小割り式二年魚まはた養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式三年魚まはた養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式四年魚まはた養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式すぎ養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式まさば養殖業	すべての水域		一・二四
小割り式一年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域		○・五二
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域		○・五二
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域		○・五二
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域		○・五二
小割り式二年魚めばる養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式三年魚めばる養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式四年魚めばる養殖業	すべての水域		○・三六
小割り式かわはぎ養殖業	すべての水域		一・〇七

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　養殖共済のうち法第百十五条第三項の政令で定める養殖水産動植物に係るものの法第百二十二条第二項の基準共済掛金率（次号に規定するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる率とする。

区分			
養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	率
小割り式二年魚まはた養殖業	すべての水域		○・七九％
小割り式三年魚まはた養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式四年魚まはた養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式すぎ養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式まさば養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式二年魚めばる養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式三年魚めばる養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式四年魚めばる養殖業	すべての水域		○・七九
小割り式かわはぎ養殖業	すべての水域		○・七九

備考

イ　「小割り式二年魚まはた養殖業」とは、令第十三条第二十三号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式二年魚まはた養殖業を、「小割り式三年魚まはた養殖業」とは、令第十三条第二十四号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚まはた養殖業を、「小割り式四年魚まはた養殖業」とは、令第十三条第二十五号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式四年魚まはた養殖業をいう（以下同じ。）。

ロ　「小割り式すぎ養殖業」とは、令第十三条第二十六号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式すぎ養殖業をいう（以下同じ。）。

ハ　「小割り式まさば養殖業」とは、令第十三条第二十七号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式まさば養殖業をいう（以下同じ。）。

ニ　「小割り式二年魚めばる養殖業」とは、令第十三条第三十一号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式二年魚めばる養殖業を、「小割り式三年魚めばる養殖業」とは、令第十三条第三十二号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚めばる養殖業を、「小割り式四年魚めばる養殖業」とは、令第十三条第三十三号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式四年魚めばる養殖業をいう（以下同じ。）。

ホ　「小割り式かわはぎ養殖業」とは、令第十三条第三十四号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式かわはぎ養殖業をいう（以下同じ。）。

ヘ　共済契約者が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級に十を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十五等級から二十四等級までの場合は、二十四等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

区分	割合
一等級	百分の八十七
二等級	百分の八十八
三等級	百分の八十九
四等級	百分の九十
五等級	百分の九十一
六等級	百分の九十二
七等級	百分の九十三
八等級	百分の九十四